

報 道 発 表

令和 8 年 9 月 4 日
函 館 税 関

令和8年上半期の函館税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入差止状況をお知らせします。

- 輸入差止件数は1件、輸入差止点数は 4,005 点でした。
(総数及び 1 件当たりの輸入差止点数、いずれも函館税関では過去最高)

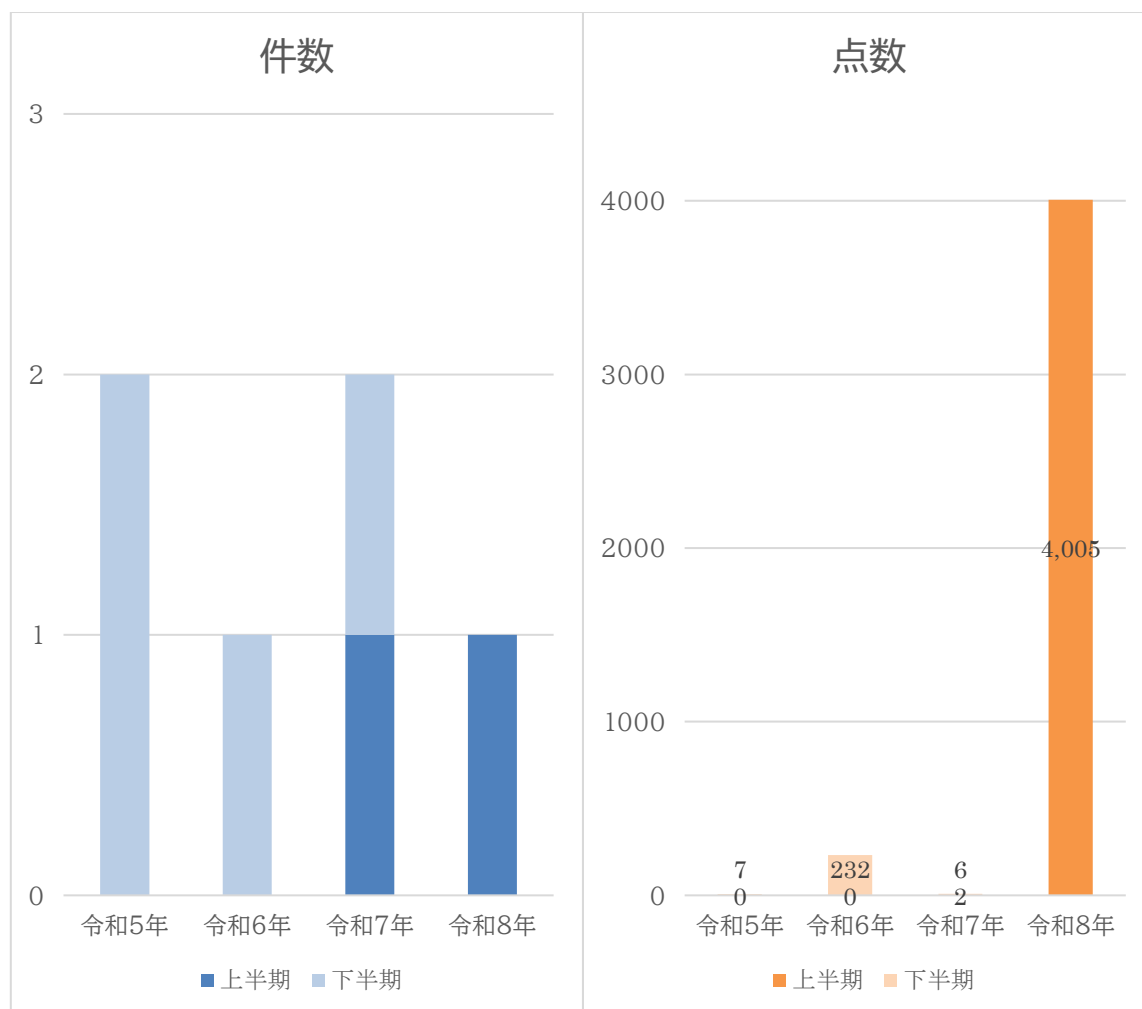
(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれている輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

- 知的財産侵害物品はネイルジェルであり、「健康や安全を脅かす危険性のある物品」に当たるものでした。
- 概要
 - ・令和 7 年 11 月 14 日輸入申告、苫小牧税関支署(仕出国:中国)
 - ・ネイルジェル 4,005 点
 - ・商標権、令和 8 年 1 月 6 日該当認定



《参考資料》

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件 20 点」として計上しています。

健康や安全を脅かす可能性のある物品に注意！

知的財産侵害物品というと高級ブランド品の偽物というイメージが強いですが、

ですが、知的財産侵害物品としては、今般のネイルジェルのように健康や安全を脅かす可能性のある物品も含まれています。

【健康や安全を脅かす侵害物品の例】



重大な事故につながりかねないものもあるね！



イヤホン(意匠権)



リチウムイオンバッテリー(特許権)



浄水器用カートリッジ(商標権)



自動車用ペダルカバー(商標権)

・通信販売を利用して海外から購入した製品が、知財侵害物品と判明して輸入差止めとなる事例は毎年増加しています(海外の通販サイトと気づかず購入している場合もありますので、ご注意ください。)

・特にブラックフライデーなどのセール時期には安価な製品が数多く出品され、その中には知財侵害物品が多く含まれているようです。

・知財侵害物品を購入することにならないよう、十分注意しましょう。また、侵害物品は実際に使用すると、健康被害や事故につながる危険性があります。

【問い合わせ先】 函館税関総務部税関広報広聴官 電話0138-40-4218

メールアドレス hkd-kohokocho@customs.go.jp